

広島県告示第六百五号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十年六月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	独立行政法人国立病院 機構広島西医療セン ター
所在地	大竹市玖波四丁目一番一 号
効力を有する期限	平成二十三年六月二十九日
備考	更新